＜日本神経学会中国四国地方会会則＞

第１条（名称）　本会は日本神経学会中国四国地方会と称する。

第２条（事務局）　本会の事務局を岡山市北区鹿田町 2-5-1、岡山大学脳神経内科学講座内に置く。

第３条（目的）　本会は神経学の研究・教育・診療の向上を図るとともに、日本神経学会と連絡を密にして斯学の発展に寄与することを目的とする。

第４条（事業）　本会は前条の目的を達成するために、学術集会を開催する。その記録は「臨床帥経学」に掲載する。会計年度は 4 月～翌年 3 月とする。

第５条（会員）　会員は神経学に関心を有する個人で、本会の目的に賛同する者とする。

第６条（入会・退会・休会）　会員になろうとする者は、本会事務局に申し込むものとする（入会届書）。
退会もしくは休会しようとするときは、その旨を届け出るものとする（退会・休会届書）。
退会もしくは休会する時に、もし届け出が無ければ年会費を納付しなければならない。

第７条（会費）　会員は同年度内の 4 月以降に所定の年会費を納入しなければならない。

第８条（役員）　本会に次の役員を置く。支部長１名、副支部長１名。
会長１名、世話人（事務局担当者含む）若干名、監事（会計監査）２名。

第９条（支部長・副支部長）　支部長（支部代表）・副支部長は世話人会の選挙で決める。選挙管理委員は支部長が指名する。
支部長（支部代表）・副支部長の任期は原則 4 月から 2 年とする。

第１０条（会長）　会長は世話人会で互選する。会長は学術集会を開催し、その時の世話人会の議長となる。
会長の任期は前期学術集会終了後より担当学術集会終了までの半年間とする。

第１１条（世話人）　世話人は世話人会を組織し会務を執行する。世話人は中国四国地方在住の日本神経学会員のうちから世話人会で推薦し、会員による authorization を経て決定する。
世話人の任期は 2 年とするが再任を妨げない。世話人は 65 歳となる年度で終了する。
世話人は本地方会の発展と会員ならびに参加者への教育的貢献に資するものとする。

第１２条（学術集会・会議）　学術集会は年 2 回開催する。世話人会は学術集会のときに開催する。

第１３条（会計）　事務局は監事による監査を受けた上で、世話人会において会計報告を行う。

第１４条（会則変更）　本会の会則の変更は世話人会の議決による。

☆本会則は、昭和 59 年 12 月 8 日に制定され、平成 12 年 12 月 4 日、平成 31 年 1 月 10 日、令和 6 年 6 月 22 日に改訂され、令和 6 年 6 月 23 日より施行された。

＜申し合わせ事項＞
★一施設からの発表演題数に制限は無い。但し、開催会長は演題数を制限することができる。
★支部長選挙、副支部長選挙に関しては、立候補者が各 1 名の場合選挙は原則行わず、世話人会での承認のみとする。

＜英文名＞
The ～th Chugoku-Shikoku Meeting of the Japanese Society of Neurology（1985.12.7 世話人会にて決定）Chugoku-Shikoku Division of the Japanese Society of Neurology（1986.12.6 世話人会にて決定）